

昔株主は、名義所有者と重複するも、
将来、新設の
被言株主 茲に留保し、
（一）其他の株主
よりあるものは新設に
持出し、（二）
株主を
消存会社に譲り、
（一）如斯に、
株主の差損
を蒙る事は
軽減し、
生きたるの考を有せし
株主は、
乍ら、
此際、
株式の
買入は、
不況の
市場を
圧迫する
場合あり、
将来と
して、
種々の
会社、
譲りの
合保の
際に、
買入物
を出して、
面白か
らざる
場面を
示し、
ある事
不感

ハ

採子なるに付、才障、市場系分は慎重に考案

事と要すと 兼存也、

一、設立案多を 選定すべき 定時株主總會は

名表あり一月二十日、 表紙、伊波友のり 一月二十八日

の豫定は、

一、即ち検査費は、二十日以來名表の由に二、三即ち

申出なき希望の件々ある場合は、検査費の

出費 以前に 書面に二枚^費付け、並ぎ、研究の上、

来名の客(リ)ーの、由(レ)は、
要知(リ)は、お段

物に申出(レ)め(レ)ず、検査(レ)来名の上(レ)て、必(レ)要(レ)に

之(レ)に、既(レ)合(レ)ひ(レ)る(レ)由(レ)は、

、
~~尤~~ ^尤 ~~も~~ 三(レ)角(レ)の、一(レ)枚(レ)の、希(レ)望(レ)と(レ)して、十(レ)七(レ)日(レ)後(レ)送(レ)る、

井(レ)倉(レ)友(レ)氏(レ)の、大(レ)お(レ)存(レ)に(レ)對(レ)して、(レ)一(レ)枚(レ)の、主(レ)の、為(レ)めに

若(レ)し、出(レ)来(レ)る(レ)事(レ)が(レ)有(レ)ら(レ)ば、記(レ)念(レ)所(レ)を(レ)許(レ)さ(レ)れ(レ)る(レ)事(レ)は、

事(レ) . (レ)行(レ)き(レ)に(レ)對(レ)する(レ)手(レ)当(レ)は、(レ)其(レ)際(レ)中(レ)途(レ)に

に(レ)お(レ)切(レ)る(レ)時(レ)は、不(レ)利(レ)と(レ)なる(レ)由(レ)の、不(レ)敷(レ)を(レ)以(レ)て、
或(レ)程(レ)交(レ)る(レ)事(レ)は、

手心を加へらぬき事、号を申出むる事、

一、新設りの本名の選定は、素急、名を互々認め

に於て、夫々、之を互に譲りて、相下らむる様におい

事、情如斯なるに於ては、現在の實情は、何れ

にも、一ヶ店だけにして、本名を振り當つる丈けの

えかたる廣さを有する店舗をきねりたるに付、

石の己出、(1)本名の外に、別に、總務部、又は、

頭取席の如きものを置く店舗を設くる事も一案あり

保存_m、

(四) 或は又、

本_mは中立的の伊_mの

本_mに_m之あるも已_mある_mべきかと存_m。

に_m、地の利_mを_m申_mせ_m。名_mを_m別_mの_m本_mが_m本_m。

愛_mの_m部_m本_mが_m總_m部_m又_mは_m頭_m部_mと_m—_m2

に_mあるに_m非_mず_mある_mかに_m見_mら_mれ_m。

以上、

②、

日本銀行名古屋支店

昭和十六年一月二十二日

總裁殿

名古屋支店長

一、昨二十日伊豆銀行に於て全伊単備委員会より
催し、貴行銀行海邊、五月、久保、名古屋銀行
井倉、岩野、妻、伊豆銀行佐、部、久野、岩佐、
該会出席、其件に協議決定し免職に

記

一、伊員及役員に對して退職金給與方針に付、大花名
二、同会七日様報(一月十七日井倉氏出席)報告、

昭和 年 月 日

1

日本銀行名古屋支店

- 一、新銀行各節、候補名ハ二十九日迄ニ指定スルコト、
- 一、新銀行ノ公積項及重及拂込項等ハ現在各行ノ會計預其候トスルコト、
- 一、本月ノ定時總會ニ於テ三行會同ノ題ニ關スル議決、説明ヲ一致スル要スルコトヲ其報告、要領及ヒ整理、整理事項ニ對シテ回答要領ノ申合、
- 一、該表ノ提出期限ハ一月二十五日トスルコト、但シ作成漏ルハ期限ニ拘ラズカモ急ギ提出スルコト、
- 一、信託契約関係等、日本契約書及附帯覚書等ニ對シテ整理會社ノ監製方法等ヲ三行同ニ形式ニ見为大合併事務局ヲシテ至急研究準備セシムルコト、以上

昭和 年 月 日

日本銀行名古屋支店

一、当退職金之件、大抵名義者ハルト云ハレシモ、経理
課利令上、難シイ様子、然レ急ニ有テ退去ノ振合ヲ
出シテ見日トノ下ナリ、伊勢銀行ハ退職金ハ少年ニ、伊
勢銀行ヨリ別ニ出ス特殊事情アリ、名古屋銀行ハ重役
退職ノ際、總會ニテ決議シテ記録アルモ、内規ナシ、
又、重役ハ月々ノ手取少キ由、是等ハ自然ニ極査友
カ、東名ノ上ニテ該会ヲ下、ナラシメ、各銀行モ、未ダ具体
的方ハ、擔メ居ラズ也、

一、配半ハ三行共、若干記念地、半ヲ望ナルモ、之ハ衆ニ難
シナリ、然レ名古屋銀行ハ取引先ノ手取ノ一以上ノ株
主ナルモ、是等ニ新銀行ノ好意ヲ持ツテ貰ハスハ、

昭和 年 月 日

日本銀行名古屋支店

ナラス、重大之身一なり、總會ニシテ記念配当ハ其不問
題ニナリソレナリ、之ハ残存資産ヲ調整セシムト申シ
テ之中シ治マンコト、故ニ輕ノ妙何ニ物ラズ在申張破ニ
希望シ及ビ、管固ノ要旨ハ株主ノ手取ハ妙何、記念
配当ハ幾何、新銀行ノ配当ハ幾何等カ問題トナ
ルヲキカト尺正ニ申シ候子ニハ
一、新銀行若幹ノ候補名ハ御下命ニ據リ御意ヲ考
占ニ何カト考ヘ一カト存ニ居リ、五友知銀行ハ各支ニ
一ニ手取ラ出シ申シテ既ニ異條上四、五日ナル尺正、
名古屋銀行ハ如何ノ如キコトハ該サレモ、何レ夫レトシ
待ツ積リ、然シあるニ御意ヲ考占ニト云フ許ナリ

昭和 年 月 日

日本銀行名古屋支店

トノ事ニハ

一、又名古屋銀行の希望ノ一ツトシテ同銀行本店ノ圖面
ヲ大體者ニ提出シタル事ニハ

一、當拂主總云ノ報告書、又ハ管内ニ對シテ答書等
ハ三行大體口合ハせん要アリト存シテ行ニテ大體
ハノ如ク申合ソセズん由ニハ大體十二月十五日ニ新ヤ
ニ發表シタル事ヲ要領シタル程及ニ止メタル事ト
ニハ

拂主總會ニ於テハ報告要領

愛知、名古屋銀行ニ對シテ伊勢、三銀行ハ時局ニ對シテ
金融界ノ強化ヲ計リ以テ金融政策ノ徹ラ致サレカ
ル

昭和 年 月 日

日本銀行名古屋支店

際而左の通り協議申上りありしが、大花、日銀西中支店
に於ては、無議決を賛意を表したる大に幹旋せん、計あり、
茲に完全なる意見ノ一致を見ましむ。昭和十五年一月
十二月十日、管知事室に於て大花者善通
銀行課長濱田徳海氏、思玉吾知事、伊谷
日銀支店長三宅一上、三銀行代表者百三台、申合
うけしるしありマスが、何レ臨時總會より申合
うけられしとす

申合事項

- 一、三銀行の決り解散して新銀行を設けらるる事
- 一、三銀行の業務等條件を合併する事

昭和 年 月 日

日本銀行名古屋支店

- 一、新銀行の引継ぎ可キ項産の優、良ト認メラル、モノ、
こゝろ選擇應出ルルコト
- 一、使用人及店舗ハ一應新銀行の引継ぎコト
- 一、新銀行設立ノ時期ハ昭和十六年上半期中ノコト

以上

注、茲ニ對等條件トイフ者ハ新銀行の持寄

ル資本金ニ同一比率ノ積立金ヲ加テ持出スト

云フ意味デアリマス

上述ノ次第デアリマシテ其後ニ行ハ夫ノ左併準常務委員
ヲ設ケ親睦ニ會合協議ヲ進メテ所リマスガ左併事務
ハ日下増潤ニ進行シテ所リマス

昭和 年 月 日

7

日本銀行名古屋支店

当

一、公称資産金、拂込満額金、現状ノ保額ヲ令併シテ後定
シアリマス

二、持寄積立金ノ率如何

目下持寄資産ノ査定中シアリマス、其レガ満コトイ
ハ決定ニ致シカネマス

三、残存財産ノ件

持出ノ積立金、含量、退職金其他令併法費用
ノ決定セスト何程残ルカ判リマセズカ、新銀行ニ持出
ス資産ノ保証期限が経過シマスレハ税金該係ノ除キ
旧銀行株主ニ分配スル可キモノシカリマス

昭和 年 月 日

日本銀行名古屋支店

以上大略経過ヲ御報告申上ゲマシヨ次チアアリマス

株主總會ニ於テ簡答アリト思召セラル、事項及

答年要領

一、行名 如何ナル行名ナリヤ

答、日本銀行總會ニ希名ヲ一任シテ居リマス

二、本行ハ何ホナリヤ

答、目下研究中ニシテアリマス

三、役員ハ如何

答、此令ノ所ニ遺憾ナカラシ御答スル迄ニ到ラズ居リマス

四、支店ノ改廢

昭和 年 月 日

日本銀行名古屋支店

答、一應全部引継がますが、支店名の同一であるに因り、改
大い名義がアリます。目下準備委員考へ於て研究中
シアリス

五、行員ノ始末

答、全部新銀行に引継がります

六、合併後之ノ時期

答、在り上期中ノ一週間に際して目下準備委員

進捗が所りますか、何分在り及事務が複雑なるが
今ノ所、何月何日トハッキリ明言は出来ません

七、記念配券ノ件

答、打合せ努力して所りますか、経理課副長ノ一筆原カ

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

日本銀行名古屋支店

アリス子カ子物何ト又甲名録し第122入

以上

11/5

昭和十六年 二月二日

總 裁 殿

名古屋支店長

一、三箇月以上未々 昨年十二月末現在 資産負債明細を書上げ
大体的三十萬之五交換する際之の由は、 其れ、貸出に

付は、 有價証券担保は 三萬圓以上、 小資本手形は 一萬圓以上、

不動産担保は 五千圓以上、 無担保も五千圓以上のものに付

夫々、一本々々 書上げ、 小資本手形は 支拂人 迄も書入る

此の如き 趣旨、

人

ね 十 五

城 家 元 氏 十 十 十

法 師 十 十 十

三 七 十 十 十

なるに付、大体、二名補はあふ其儘存在する由也。

一、尚又、三郎り百十数ヶ名中、同町内に競合せの

しの不敷、是等の支え名を如何にするかは、おき問題

に有之、中にも、妻乞、名を、支郎りの支えは丈條の

の圖形に於て、向き入るゝが、又は、極く近所に在るが

字の此の多く、是等は支え多しと見れば、取引先

維持のためには、支え名は、旧名称を以て存続及ぶ

中々難しき採り也、作否、又、よく取らるるに依

幸にも、支那の元舗が糶り合への箇り多き丈サに及ぶ
殆末の宜お場合も有之、即ち、一ヶ所は一方を
立つれぬ、他の箇りに於て、他方を立つる事と爲し
大伴ハリスス事なるおにむるべき、
見込有る由也、

以上、

5. 10. 11. 12.
→ 10. 11. 12.
10. 11. 12.
10. 11. 12.

日本銀行名古屋支店

昭和十六年十一月二十九日

名古屋支店長

總裁 殿

一、三銀行は昨二十八日資産負債明細表ヲ取リ交ハシ
 尤又各行ニ送ケル之カ取調イ少クトモ十日間ハ要スルヲ
 尚又、営業用土地建物、所有不動産等ノ詳價ハ依
 於先ニ於テ夫々査定中ノ額ニ由リ各銀行ノ所定ノ其
 後ノ事トナリ、其上ノ額日ヲ要スベキ尺也ニ
 一、仮契約ノ押印ハ以上取柄キ上、案行ノ若シテ、仮契約
 業ハ管内委員ニ送テ立案中ニ有リ、其押印ハ後ニ

昭和 年 月 日

日本銀行名古屋支店

通し二月二十四日目標トシテ進メ居リハモ、此際定目標
ハ萬事都合好ク運バ時ハ実現セラルベキモ、或ハ多少
遅ル、ニハ非ンカトモ見ル所ハ

一、何業ハ調中ノ上ニテ、之ガ承認ヲ求ルル時目標主總會
トシテ協ニ調子ノ旨ヲ置キテ三月十五日各行吏、全併
總會ヲ開ク筈ニテ、改定委員ハ此ノ總會ニ於テ選任セ
ラル、際定上ハ極コハ

一、大抵者銀行検査及典當田原維、普通銀行課水沢
万吉両氏本日來行セシ、三銀行全併事務其他ニ付、
甚佳ノ概況ヲ報告シ、三銀行ノ吏、往訪、數日可滞在、
各銀行、本總研究、當其希望ヲ以テ圖ルコトヲ以テ、各

昭和 年 月 日

Handwritten notes on a separate piece of paper at the top right, including the characters "石屋" (Ishiya).

併、実習之件、具体的ニ促進ヲ圖ルル、模範ニシ

日本銀行名古屋支店

以上

昭和
年
月
日

3
止



昭和十三年二月十五日

局長 長

總務課



一、各地に出張し、第一、出張の支給の發給
 二、付、出張手当の派遣の旨、師團ニ出張要請
 あり、打合せしむる旨、既報申上り、
 又、島岡師團長ト内閣府、
 出張の役、薪金の旨、出張費、其他ノ軍用
 金、官廳、官立工廠、軍需工場、管下多數ノ

代理店等ノ資金、管内四界ノ各々、信託、郵便局、
信用組合等ノ預貯金約三十億圓ニ對スルニ至リ、
是ノ等ニ對スル巨額ノ上ルハ、當座ハ
之ノ心臓トナリテ、儲ケハキ役目アリ、亦又、官廳
ノ豫算帳其他、五庫七債關係ノ重要書類、
國債証券等ヲ多量ニ貯ヘテ、是ノ等大切ナル
事務ハ上掲資金關係ト共ニ一層多忙トナル
ベク、計画、第一、騷擾等ノ起ル
按ナル場合アリトモ

行員ハ 最後迄 遂行キテ 事功ヲ 執行スルニ
至ルテハ カル 際ニ 於ケル 設備ノ 問題ハ 是日
迎玉知了ト 既令ヒ、 警察官部ヲ 警官派遣
スルルニ 知事ヲ 所屬ニ 對シテ 直ニ 出兵
要請ノ 手続ヲ 取リ下サレ 際令ニ 有テ、 素々
日本兵ヲ 本軍ハ 重要視セシテ、 以テハ 兵力ノ
守備アリ、 其後、 之ヲ 辞退セシモ、 大正十二年
同東 震災 當時ニ 直ニ 出兵アリシ 旨ナリ、

此橋ノ仰る記ニヨリテ直ニ申入ル事ト
申入る

師圍長ハ勿論此橋ニ必要ナリハヤツテ
上
申入ル、
此橋、之ハ全ク各地日銀支店ノ
問題ト思フカ、中央ノ問題トシテ
一決ニ定ムル方、必要ト思フ、
自ラニ橋多クハ本者ニ申入ル日銀
本力ヲ、本者、至急申入ル事。

目的ヲ貫徹シテ至カル、加宜變カレバシト

申サシム、

少尉ノ功ヲニ付、以テ隊ノ中ニ其ノ陸軍者
ト稱スルヲ許シ、其ノ是ヲ補フ非也
ノ命令ニ際シテ出兵守備セラルルキ箇中
ニ入リテ各地軍隊、隊ノ命令セラルル様
ヲ令リセ、其ノ賜ハリキ、

以上

6.

總裁殿
市直

三ツノ

南義の際の陸軍出立と
依殺の事件
訓全案へ



御

日本銀行名古屋支店長

昭和十一年一月二十日

總 裁 殿

名を承る長



、吉地方に於ても、日米互換関係切迫感を一般に
最近特に強く抱きて居る。

、第一の場合、空襲被害、火災被害、暴風被害を要
すべき警予の任一の部に入るべくあり。山後独りの
警備として、警備に転じ、師團よりの派兵、
警察本部よりの警員出張、金庫警備の防出、

羅笑、破壊等の命令の心持へ、資料の保お、
井戸の確保 等を内々心移し 取らん、尤も之は
未だ、誰にも申す譯には集らん、カ役限る
心持、丈々の問題に有らん、

下、これ迄、隠言再南^の以来、ソ取との交渉、進り
しつゝ、あやの観あるを以て、お又、
關係一層緊迫せるやの慮、一級に強く抱か
いれらん、

以上、

總裁
殿
市直

至

印

平

印

印

印

銀

訓金

集



日本銀行名古屋支店長

昭和十三年三月十日

石名文三長

鶴 教 殿

一、佐：部氏ハ今宛宛名及川、佐：部氏ハ昭十三番 昭乃長

面會、部長ノ意向ヲ伺ヒタル上 (部長ハ未ダ改定中ノ極)

書知、名表 西館ヨリ 何長館ヨリニ示シ来レルヲニ第小 (左端)

役伊友、 若部久雄、 手取掃佐：部、 若部若重役

一名、トヒラ、 伊友館ヨリハ若部若重役先佐トシテキ希望

ニ付テハ、 伊友 ~~家~~ 若部 佐：部 氏ニ内館ニ居テクレト

1. 希望...
...
...

希望...
...
...

一、...
...

三月二十日、
...

四月一日、
...

四月十五日、
...

六月七日、
...

一、所有...
...

1. 11.200 (10)
11.200 (10)
11.200 (10)

他ノニ部ヲト同額分、
三、五〇〇、千圓

〆、地方優良株、
三、七〇〇

ハ計、
七、二〇〇

持下リ、
六、〇〇〇 (之ヲ頭金使用)

手当金其他ニ充ツルルノ慶分、
四、〇〇〇

一、二〇〇、千圓借入金、
一、〇〇〇、〇〇〇

總計
二七、二〇〇

2
上、

總

裁

殿

而直

津編

印

印

印

印

謝金資

銀台併

宋

銀

日本銀行名古屋支店長

昭和十六年三月十六日

津島

印

名取町支店長

印

鶴 野 殿

下 当地ニ出張中ノ豊賀田印ハ格差友ハ昨夕 豊田印ヲ押長ヨリ

ノ至ルニ依リ、東東支、右田印ヲ長ヨリ 至邊、井名西氏

ニ申付サル、ト同時刻ニ、右田印ヲ長代理トシテ 当地ニテ

伊美、佐ニ部支氏ヲ 招致シ、新印ハノ役多額振ラレノ

通リ申付サレシ。

名取町 若木、友雄、久雄、山浦(東東支店長)、若野(右支店長)

百掃役(常勤部長)

久保孝、安彦、

百掃役(支長)

岩佐、

百掃役、

岩佐、佐部、恒川、

百掃役(常勤)

山田、

百掃役、

鈴木、田村、

百掃役、

伊藤、

(1) 五者助中、喜本、友隆、久隆ノ三名ノ順序ハ直

シテ其ノテハ固ルトラフコト、(2) 百掃役支長岩佐ハ

何れの本を以て支えとするか、提ナルコト、(一)平西婦
役ニ下ル者、其也、役々遣ニ、減し文ん者ニ因果ヲ合
メルト之必要ナレバ、其の(物)落トると生キ
其の表ハ大抵者ト打合ヒセ文ん上ニス、キヤト、
其の物ニ付ケ加へし候、

一、十三日 徳進氏 書来ニ文ん初め、 十二日 徳進氏 書来ニ文ん井倉氏
表、人事ニ付打合ヒセ文ん上、 一、西氏、 十三日 徳進氏
信託書 附言ニ出立、 其後、 徳進氏 書来ニ文ん同日午後

吾等以 大証者之来に按申サレ、井々氏ハ参リタル也、
同邊ハ差支アリ、 十箇年前 十時ニ参リユト、此ノ意
申之由、 十箇年 井々氏ハ同邊氏ヲ防ヒ、前日
此ノ意ニ賛セ、 佐ノ部氏ヲ筆取ル事ニスルコトハ
固ニ、ソウナラバ新証ノ段ハ勤マラヌトイワシ由ヲ
申シタル由也。

十箇年前 十時 同邊氏 此ノ意ニ賛セ、 人事
ニ付 意見ヲ考メカシメシ由、 井々氏ト 打合ヒセノ由ヲ

申し述べ、是等、局長より、岩佐氏より西尾後兼

支那人よりカトマハシタレバ、支那人の国に、ト申し述べ

るが、支局長よりカトマハシタレバ、ソレナレバ、

新自身に宜敷ト思フト答へ置キタル由に、

十五号 尾道氏に井倉氏より訪向、岩佐氏ノ事ハ

井倉氏ニ事項以外ノ事ナレバ、井倉氏ニ之と云

ふ、井倉氏に唯、ソウジスカトウメイヲ云々由に、

十五号 午向三時 井倉氏より尾道氏に

夏強し未あり、大前考ニ 呼出サシテ行クガ、難シイ
由邊ニナラバ、保苗ニテ 出強シマス トイフテ 仰ル
ト 打合リセタム由シ、 五モナク 後邊氏ニ呼ハシ、
大前考ニ出頭シタム由、 井合氏リ 船ニ 仰ハタラシク、
仰ル長ハ 岸 検査 仰ル、 後田 夢 出 仰ル 仰ル
立合ノ上、 義 仰ルノ 人事ヲ 申 候サシ、 其 仰ル、
出 佐 支 長ニ 付、 輕ク、 今ノ 伊 友 仰ル 奉 答ノ
支 長ニ 云ハシタレバ、 輕ク 答イテシマッタ、 然ル 爲

十六日 龍谷名、其後、其野田検査友より 新谷の
本をハ 名を新谷より 本をカイイト云ハシ、尾道、喜木、
久保寺 三友皆 ソレハ困ルト申スト、検査友ハ何カ
る長カウ 考カナカツタカトイハシ、尾道氏ハ、
アハ、ソウ云フ意味カト 筆カツキ、皆困ルト強ク
及野道に云に 扱云

一、人事ニ付テハ 尾道氏ハ 十五日 即夜、喜木
ニテ 山浦氏ニ 直一 扱云、在名ノ喜木、久保寺

西氏ニハ平路ヲ以テ 陸之夕ん由る也。

久保寺氏ハ十六日夕 陸邊氏ニ面言ヲ申込シ

タルニ、陸邊氏ハ十者 兵ニテクシト申シタリ、然亦、

十七日 兵ハ 陸邊氏田格査友カ妻之由ルニ由ルカ

来ルル、其之付、石期ニ、又、妻本氏カ十七、十八

兩日、大段ニテ取川之ヲ 招得ルル以テナリシモ 檢査友

ノ来リノるメ 久保寺氏代リテ大段ニ赴キ、其後

十八日 兵 陸邊氏ト 兵ニ由テ、陸邊氏ハ 何カ

也。

久保孝哉が 云々 著スノテハ ナイカト一寸筆懸リノ
お子云々、

一、井ノ口氏ハ 十五の女リニテ 女系系、人事ヲ
申候スニ付 苦慮シ、 十六の早曉 著名ノ

汽車ナリシ 加減エアリ、 遂ニ 夜中 一睡モスニ
コト 疑ハカリシ由云々、

モウイヒ候シタカト 女系系、 中々ドウシテ 何トシテ

切出シタモノカ 工夫中ニテ 系ノ 北尾氏モアリ

三、四日 夕方、 心ナリマセント 申云々、 以上、
P.

總

彙

殿

市直

四

書

銀

山

平

書

田

訓金

紙

日本銀行名古屋支店長

昭和十二年三月十日

石井文三



總 裁

一、豊前田沼の検査者、昨日再び来々せき、帰途、井倉、

西氏が、十三日、足尾川に上乗ノ際、知事長が

面談せしむるや、三島向ナル旨ヲ傳言せしむ。

一、佐々部氏ハ之日上乗ノ際、尾野ニ寄り、又、一方

知事長ハ出張中ナリシ由ニ、直ニ面会出来ず、

月曜日(十日)ニ、信濃川出佐尾津段ハ、知事長ニ

人

而云、行内ノ事情其他ニ付、申述ベク由ニ、佐三郎
氏ハ、多分其後ニ有長ニ而云コト也、十ヲトノコト也、
（有長ハ、然レモ今ニハ、十役ニ出テ居ルモノト考ヘ
居テ、其日、十役ノ意見ヲ以テテ先佐氏ニ
申シ居レシ由ニ）
一、三郎ハ、交換高木、有長、又三郎ノ如ク
貸出ノ旨、決定ニ入リ居テ、換高木ニ必要ニ思ヒテ
立會ハル、由ニ、

一、標本之付テ、三箇のハ、
己必、
核

一、本を向テ、
自

今一、
回

ナ

一、
之

了以テ、
核

ク、
核

勿論 喜の用ノ 用ニ 及ニクバクト 存

3
1

4.

總

裁

中殿

直

田



銀



奇

調金

銀

日本銀行名古屋支店長

日本銀行名古屋支店



昭和十六年二月十五日

名古屋支店長



總裁殿

本月十二日十六銀行が飛澤銀行ヲ買収引継
 ギタル際、十六銀行山崎頭取高山ニ世張シ
 又、同地飛野野銀付役員ノ任コヨシハ、
 不動貯金銀行富山支店外支員二人 最近
 飛澤ニ入り込シ、船津所ヲ初メ重任所お順次
 南下シ、高山ニ移シモ
 限金ハ今ニ拂出制限ニナルヲウ、國債ニ強利
 明

昭和 年 月 日

節

二七十一

日本銀行名古屋支店

二持タサレル物ニナルヲウ、普通銀行ノ大口定期
預金ハ大抵有ニモ割ツテ居ル、自分ノ方アハ割ラヌ、
小サイ野苜銀行カヲ買ツテ呉シト云フ申出ヲカアツタ
カ、(野苜野苜銀行ノコトヲ云フ云フ)弱体ナカ

對ハツタ

トノ意味ノコトヲ言細クシテ、預金ヲ勧誘シテ安イ
ク居ル、トウモ少少行モ目當ヲトセシテ居ルハテ困ツテ
トノコトナリシヲ以テ、山崎頭取ハ直ニ特刑事課ニ
電話シテ取締リヲ取申シタル云々、刑事課モ大ニ
憤慨シテ直ニ高山警署ニ取調ヲ命ジラシメ
テ、山崎泊シタリ山崎尾ハ割リシモ、恨ニ出立シタリ

昭和 年 月 日

日本銀行名古屋支店

後ニシテ姓名ハ大岩元左郎、坂下善松ト判明シ
テ、多分鉄道沿線ヲ南下セルモノト見ルシ目下
手配申上ル

右ハ唯今大阪ヨリ帰途立寄ルシト豊笑田銀行
検査員(匿名知、名古屋、伊勢銀行全併事務員
俸)ハモ祇置ル一書而内報申上ル也

本件ハ右某者ヨリモ同日ハ送高ナリ同日
ニ於テ目下取調中ト由



昭和 年 月 日

3上

重役限
内回覧

審査部
銀行合併

期金受

S16.3.18

名古屋支店長 → 総裁

日本銀行審査部

休業銀行、討別口割引、件之由
記、亦、亦、長、号、伝、裁、究、書、信、在、中

高堂都



朝金有

日本銀行

昭和十五年三月十八日

總裁

副總裁

理事

田中 敬

審査部長

名倉 文三郎

一、三河の樹木川地高を付、名倉の「要知」名倉

古河の除キタニ 昭和十四年上期末現在 二、四ヶート

高の 附際合割合ノ平均率 一、三ハ。正ニ止ケン

コトヲ主キシヲ強クシ、高の揚高を、際合 一億ハ

以上ノ全高の平均率ニ。トコノコトニナリケリ、

二、四ヶートノ高を二、四の。 (安田)ナリ、

1、

いり制限せんとすヨカラント申せしむる、一方、

尾道及び、熊本之主要着目一時三万五千円位

とカ指出サヌト是ニ言ヒ足タリシニ、是ノ時價

ハる方ニテ指出シ、殊ニ時價ニ千五百円位

新出の者ヲ借入ケテ三ヶ年以内ニ賣入ルスト

イヒ、三ヶ年ノ指出ニ志ノ意ハ

著知 修リニ三月十五日 時價ニ 八、〇二七千円

今更ニ 〇 四、九〇〇

伊賀 〇 三、六〇〇

今更 〇 一、五七〇 2、

ト強令と云りハ、然し其、一、三ハ% 又ハ二%ニ

付沈スルヲトハ、宜シカラス、一方、妻ハ約四、二十

百万ノ三ヶ年ノ為カハ、其者同感シ云々

今一、三ハ強令ニテ強令ヲ申シヤリ云々

引越ノ價格ハ、抑々強令アリ云々、(ハ)引越當日

夕七、五月三ナリ、(四)引越系一ヶ月タリ

五月中ノ平均、(ハ)引越系三ヶ月タリ

三、四、五ノ三ヶ月間ノ平均中ノ最低ナルヲ、強令中ハ、

以上、
3、

10-
東京市日本橋五

日本銀行審査部

宗像久敬様

書留

速達

必親展

20
49

○銀水台行(期)

54

日本銀行松山支店

鶴原浩二

日本銀行松山支店

昭和十六年三月九日

鶴原 浩二

審査部長

宗原 久 敬 啟

右記の合同問題ニ就テハ引續キ所高配ニ
預リ奔深謝の事店ニ於テ是日新銀行ノ
陣容等ニ就テ更ニ具体的ニ考究ヲ進メ居
ル所其後三行ヨリ聴取セシ意向等亦考
査ニ涉報告申上ル

(一) 宗原 浩二 木頭 取廣 急ハ出張ノ帰途 役宅ハ

昭和 年 月 日

日本銀行松山支店

来訪先般東京カラハ幡岳へ帰リ種々考慮シタカ
 周圍ノ事情(予州銀以ノ立場モアルヘシ)ハ自分カ
 副頭取ニナル方カヤリ合同ヲ纏メル上ニ都合カヨ
 イトノ考ヲ一層強クセリ 自分テモ新銀行ノ陣
 容ニ付テ一ツ私案ヲ作り即参考ニ供スヘシ 先日
 東京テ矢野頭取ニ会フ夕時矢野ハ頭取ニ自分
 オ推シテ居タカ自分ハソレハイカ又頭取ニハヤリ平山
 急ヲ持ツテ行カズハナラヌト云フテ翌イ夕 是日ハ
 矢野ヲ場合ニヨツテハ副頭取ト云フテ居タカソレガ出来
 又トシテモ矢野ノ取扱ハソウウ六ヶ敷ハナカルヘシ 若事務
 ハ仲田包實、赤井千代太郎、丹下辰在ト云フ様ナ

昭和 年 月 日

日本銀行松山支店

顔觸ニたぐらウカ丹下ヲ今治ニ置ラトスレハ取締役
 兼支店長ト云フ様ナ形モ考ヘラレルソウシタ坊舎ニハ
 福因正ヲ常務ニ持ツテ来ル様ナ案モアラウ何レニ
 セヨ下ノ方ノ重役陣ハ三行頭取ヲヨク話シ合ヘハ
 纏マルテアラウカラウ之レデ合同カ駄目ニナルコトハナイ
 ト思フ 之ハ余談カカ伊豫相互貯蓄銀行ノ特
 来ノ頭取ノ事ヲ考ヘテ見ルト仲田包寛ヲ其ノ頭取
 (現在仲田侍之助)ニ持ツテ行クト云フ様ナフトモ考
 ヘスハナラヌト思フ

(二) 仲田包寛ノ意向モ三行合同ニ異議無ク乗
 乗ノ様ニテ同令利害打ノ界ニ中々ニ聴イガナカ

昭和 年 月 日

日本銀行松山支店

假令佐々木が副頭取ニナルトシテモ現在ノ仲田トシテハ
 之ト爭フカケノ力無ク當テ佐々木ヲ先取トシテ且ツ
 予^ア親^シノ言^ハ坊^カ親^ルニモ佐々木ヲ副頭取ニ推スコト
 現在トシテハ此^ノ上^ニト見テ居ル如クナリ一^ニ上^ニ佐々木^カ
 副頭取ニナルハ仲田ハ常務ノ筆頭トナル可能性アリ若シ
 佐々木が副頭取トナラザル場合ニハ筆頭常務ニ^テ予^ア親^シ
 未^ダ炎^カ素^ルニ^テ居^ルアリトノ考^トモアリ得^ベシ他^ニ亦^テ仲田^カ合同
 ニ^テ意^カ進^ニテ居^ルノハ仲田^ノ付^ク之^ノ點^ニ目^ノ病^床ニ^テアリ^シノ
 病^状如何^ニヨリ^テハ佐々木^ノ話^也伊^豫野^村野^村ノ頭^取
 後^任向^頭取^トモ^シル^ハ其^ノ方^ニ自^分ノ^力ニ^テ持^ツテ^来ル^ニハ
 合同^ニヨリ^テ伊^豫野^村野^村ノ^力権^限(合同^ノ結^果伊^豫野^村株

昭和 年 月 日

日本銀行松山支店

ノ持分債権ニ乃ニ付シ一乃ニ株トナルヲ新報ヨニ握ラザ
 様ニシテ置ク方カ得宜ナリトノ見方モアルハシ 徑而
 仲田氏之取ルニ元合同並ニ佐々木ノ副取取有案ニ付シテモ
 同意ナキ様トナリ 佐々木ハ伊予時ノ取締役トシテ
 元傳之取ルノ關係別ニ要キ方ニアルカハ如シ
 平山取取又佐々木カ副取取トナルトシテ之レニ反村
 ハナキモ佐々木ハ副取取トナルモ常務勤出來ザル事
 情ニアレハ其ノ権限等ニ相違考案ノ余地アリトノ
 見解アリ 又仲田包覽ノ取扱ニ就テハ周圍ノ理状
 ヲリスレハ常務ニ推スヨリ外ナキモ同人ノ將來ヲ考ヘ
 若シ伊予時ノ取取向取取トシテ合ニヤハリニ任ノ後任

昭和 年 月 日

日本銀行松山支店

ニ推シ返キ意向ノ如シ 佐々木ハ坊合ニヨリ福岡ヲ事務
ト云ヒ居ルニ平山君ハ先ヅ取締役交配人ニ持ツテ行クカ
ト適当ナリトノ考ナリ 矢野ニ付テハ平山取締役カ当然ト
云フ考ニテ丹下ノ取扱方ハ佐々木ノ意向ト同様
ナリ

(三) 丹下君日前来ヨリシハ佐々木ヲ副頭取トシテ
意向ヲ聞キシニ自分トシテハ佐々木カ副頭取ヲ心
ヨク引受ケルハ結構ナリ之レニ付テハ矢野取テモ多分
同意ヲ得ルカベシ 予ハ知リノ立地並ニ佐々木ハ面倒ナル
内島君ヲ遷カシメテ役立テ人物ナシハ一助頭取トシテ下レ
ハ都合ヨシシカラシ 人事内島君ニ就テ矢野ノ意向

昭和 年 月 日

日本銀行松山支店

前イテナイカソウ云々敷意見ハナカルハキモ以テ予
 カラ副頭取トスレハ各職ヲ以テ次ノ地位ニ由キタシト
 申シタレハ次ノ地位トハ何カ若シ各職カ各地位ニ居レハ
 専務ト云フコトモ云ヘルカ以テ次ノ地位ニ由カト云ヒレニ丹下モ
 具所ハ的ナ意見ハ持ツラ居ラスソウ云フ内閣モアルノ
 テ止々上ラるベシテ各職トモ相談シテ各職部ニモ
 伺フ考ナリト申しセリ

各行ヨリ聴取セシトコトハ大体以上ノ如ク之有之ハ
 処事性ハ甚カク錯綜シ居レ居ルハ得共各下而
 昔合同ニハ異論ナク又後ニ佐々木ノ副頭取ト持ツ
 テ行クモ格別異議ハナカルハナリト被認シ
 申

昭和 年 月 日

日本銀行松山支店

佐々木、今日野心ナレト申シ居ルモ得業、其ノ言葉
 通りニ行クカハ巨大ハ今ハ勿論敬之戒ヲ要スルトコト
 ニ有テ得業、今日野心ニ平山ヲ推シ自今ハ
 副頭取ニテ差支ナレシラ新報リヲ遷メ上ヶ栞
 トスル心持ニ買ツテヤラヨキ所アリモト。按存心又
 之ニ對シ他ノ方面ニ非互射ナラ且ツ若シ本人ノ野心
 抱ルトスレバ、飯合ハ副頭取以外ノ地位ニ回シラトスルニ
 動スルスト、ナルベク之レハ際ホ本人ノ本意ヲ察シテ
 副頭取ノ責任ハ地位ニ置キ他ノ色役ノ死罪(例ハ
 仲田、福岡等)ニ古過者ノ考慮ヲ拂ヒ行クコト、セハ
 形ニ第ニ動ヲ防カヨリモ、管下口留業ホニアラザルカト

昭和 年 月 日

日本銀行松山支店

存居、次ニ仲田包子寛ノ地位ハ國ニノ周圍ノ権勢
 ヲリ親ラ筆頭中務以上ノ地位ニ持ツテ行クニハ
 國ニ種ナルハク又伊豫野ノ要取問題ハ同志ノ
 將來ノ甚展ク考慮シテ在事権勢ニ取掛ク要
 アトト存居、同志ハ未カ多死ニ若キストハ此際
 大ニ日色シテ情事大成ニ持待時原存
 重役陣ニ取テハ上座ノ如ク中務務司占ハ大伴ノ
 見事(仲田、未克、丹下、坊合ニテ福云)ヲ得ルニ元
 一此他ノ陣意ニ付テハ五十二、三ありヨリ是所
 希克ヲ簡キ取置ク、度存居、今迄ノ方面ニ
 丹下上座ノ撰居ニ突進地位ニ解セテ、此ノ希望

昭和 年 月 日

日本銀行松山支店

尚聴取系及又ニ他ノ合併条件ニ付テモ尚
 認合務之ハハ幸ニ此ノ事ニ依リ今商
 ノ取扱方ノ見當カ軟キ其上佐々木上ノ事シテ
 更ニ其ノ意向ヲ尚聴取系ト大藏省トモ尚
 連絡系トモ然レ合同ノ骨子ハ大體分ラテ来ルニ
 ハアラザルカト愚考スル
 者五年ニノ久不鮮以思收ハ其後越掛シ近々ニ
 以貴書交換ヲ了シ得ルモノト存居ル旨申候
 墨者ニ候ハ

以上

昭和 年 月 日



此書三任して可也ヤラシク
如く教書を一々出すまゝ
五か三

十五日頃 松山支店長

此書 為改 可紙一裁

(佐々木鶏取十九日増上系一回)

山系十ト以
以件ニ異
支一第ニ任
カヤラセ
秘書 設



總裁

副總裁

理事



考査部長
日 本 銀 行
愛媛縣下ノ銀行合併ノ附
松本文長書面要領



考査部長



昨日予州在々木頭取東来ヨリノ歸途来行ニ
大伴左記ノ如キ意向ヲ述、備ニ付去差考査ニ
不取敢出報申上ル

合同問題ニ就テハ色々取折ヲ頼ヒ難有存ニ

マシ、案ハ出来タカト云フノデ目下尚考究中ノ

旨返答セシメ 一月二十七日 銀行俱樂部 デ

一方田氏ニモ 會ツタケ一應自分考ハ諾シテ

置イタ、其時副頭取ノ話が出タケ 自分が

昭和 年 月 日

Handwritten signature or mark

副頭取ト云フハ何モ他意アル事ヲ示ク 將來頭取
 ニナリタイト云フ様ナ野心ガアルトハナイ、自分ノ
 考テハ 新銀行ハ糖ノ唯一ノ銀行ニナルノダカラ
 頭取ニ 平山君ヲ持ツテ来ルバ 地元人ノ一部ニ
 反対スル向ガアルト思フ。之ハ平山君ガ地元ノ人
 デオイト云フ所ニモアルカラ ソレハ自分が副頭取ニ
 ナルバ コワサフ 反対ヲ押ヘルコトガ出来ルト思フ。
 此日 東京デ 今 高ノ 矢野頭取ノ 来訪ヲ 受
 ケタ 時 同頭取モソノ 様ナ 口 振デアツタ (平山
 頭取ハ 反対スル方面ガアルトモ思) 場合ニ 依ルバ
 矢野頭取モ 副頭取ニシテ 二人デ 固ク 外ノ 重役ノ

昭和 年 月 日

日本銀行

願 獨ハ三人が相談ヲ確ク行クハ人事關係ハ
ソウハケシイ事ハ無イト自合デハ考テ居ル此際
人事ハ新ニテ実カ本位デ行キカイト思フガソレテ
見ルト現重役陣ニ人カ無イ 亦十ニ一福至正
君ハ評判カ良イ様カカラ新常務ノ一人ニ加ヘ
タラコイト思フ。 自合ハコソラウ風ニ、樂觀的
意見ヲノカガ 亦亦テハ大藏省デ岸検査課長
垣見 検査官ニ會フタカ若田方カラ 今田ノ合同問題
ニハ觸レナカツタガ此ノ方カラ 常務地方ノ合同問題
(今田ノ合同問題)ヲ申扱ツタノハナカルトモカ出テ
人事關係ガ非常ニ困難ナ様ナ様デメツタガ自合

昭和 年 月 日

ソウハ思フ居ラナイ 何か他意ガアリ野心デモアレバ
 六ケエクナラウガ 其ガ篤ケレバソウ困難ナコトハ
 篤イト思ク 仲田ト五十二ノ合併一デモ
 アレハ六ケエクエタムテ若シ自分ガアノ時 關係エテ
 店レバアナンニ入ケエクハエオカワタラウ 自分エ仲人
 副頭取ト云フハナイ ソレガ其合ガ悪ケレバ
 瀬内ト云フ様ナコトデセウク 隔遠エテモヨイノ利ガ
 自分が關係エテ居タ方が纏マルムニ都合ガ
 コイト 田んウカラダ 牛山君ハ其輩デアルニ
 頭取ニ押エテ居ル分ハ副頭取デ善クナイ
 自分ハ副頭取ニナラモ何時モ銀行ノ仕事ヲマルト

昭和 年 月 日

日本銀行

之フケハナク 仕事ハ増取ニヤツテ世リツ徳リダ。
 會長利ニ自分ハ警成ニテ。自分モ右方ヤ仲田
 ハ既ニ過去ノ人物ト思フテ居ルガ。糖ノ唯一銀行
 外カラ 顧問ニシテヤツタラトワカト思フ。ヤイ報酬
 ラヤツテ置ケハヨイテハナイカ。矢野頭取ニ會ツタ
 時ノ話デハ今高ノ双峯モヨサソワタガホントニ
 良ケレバ 対策デヤツテ差支ナイ。自分ハ特融ハ
 容テ引延イダガヨイト思フ。今デハ特融ハ
 一ツノ特権ニナツテ居ルノカラ 矢野頭取ハ増配
 シテカラ 合同ヲ希望シテ居ル様外ガ 合同ノ進行
 具合デ 今季増配シテカラ 合同ルニ様テストニナツモ

昭和 年 月 日

日本銀行

自分ハ一向義支ナイ、然レツトワシタ合同ノ話ハ

ヤル時ニヤラナケレバ嫌気が起ルカラナルヘク早ク

取計願フ

以上佐々木ハ元氣ハサツクハランナ事直ナク極

ニテ思フ所ヲ遠慮無ク申述ヘシ名第ニ存シ

昭和 年 月 日

10-1
東京市

日本橋五

日本銀行

審査部

宗像

久

敬

様



親
展

。銀、銅、調、金、貨

随

杉山市

日本銀行

鶴原法

二

官林之考慮後居州に付在る
銀以合同安否各考に決し各り
より聽取せし意向等子取致
考者部也各宛部告陳置
以に秋百は何れ同部也より
今活方其業銀以等の取扱方人
子付清お淡可有云々存心
何事直象清配慮端り後
而休平取甲以先般之高頭取
各型才斗川也陳合同向頭

觸小 取字の 杉山五十二 予等 何に三行
今時に 合同する 或は 合同 互に
に 歎 有は 各論 異存 多き 以て
時 程として は 此の上 半季 未だ
一分の 據 取し たる 上 自ら 之を 引した
し 此の 力 有りと 重きを 求む べき
然して 他の 二りの 意 向 並に 大藏者
との 關係も あり 之を 如何に 取扱
おべきか 申す 向 歎に 有る 之 諸
考 案を お 煩し なる 所 也

時局蒼白有有端の物一層
南日也南話跡と不念終
先自太也下延引南終
高小南佑亦中と百女引
南屋

一月廿九日

お具

鶴原法二和

宗原守其也

玉貞

4 錢四

知京市麴水

二音外八音地

津島壽時一系

親忠



訓全次

五

松山印也持白水

二七

鶴東漢

一

有陸 膏臘は市 鄭重なる
 市書翰を賜り 市芬林は海詢に
 二種有て 佩は 交 無 而 法 康
 子 祐 唐 涉 茶 出 夜 市 血 春 欲 如 架
 至 極 に 在 存 心 前 金 未 曾 有
 の 危 尚 に 貴 而 降 心 物 物 却 亦
 の 唐 女 道 市 法 離 老 亦 念 心
 音 婚 系 金 取 界 心 幸 心 頗 有
 平 穩 禪 に 裁 子 心 亦 亦 終 亦
 名 之 銀 りに 於 て 時 尚 の 大 難 力 に

村原陸合同の条々を逐項に検討
し、十ヶ箇の條々の如く、松山五十二
伊豫兩川の合同は既に反契約の
調印を了し、又此、松山五十二の欠
銀を賈將、其條件附き事と存
在、爾余の豫め、今迄の業、兩
地元銀り才、前者に於て、日六
松山五十二の合同に付、考慮中
にて、近々、此の意向を申出する
予言に有る、此の意向を

一、無聽取したる上、今法高其業の
寸、今時に法を遂めるか或は
今法高其業も早独に先を有する
べきか何れ考究の上、清同の申に
存す

昨今金玉金取協議会設立後
より各地に於て、有る金取協議会
と毎月開催等し、中央に於て取上げ
られたる問題、是れ各地の特種問題
と議題として、有る者も其旧案案

一月十一日

龍原法二

津島副總裁殿

玉卓

3-113

宗店

宗像審査部長殿

○十五銀の当り切銀五匁五匁
○銀引合併

申直

類
